



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒暖の差が激しいですので、体調には十分にご注意ください。

重要情報

1. 財産債務調書の提出義務がスタートしています

年末時点で所得合計が2千万円超かつ資産総額3億円（有価証券は1億円）以上である個人の方は、従前の財産債務明細に代わる財産債務調書の提出が義務付けられます。提出しない場合、申告漏れの場合の加算税率が高くなります。

2. 建物附属設備・構築物の償却が定額法一本に

H28年度改正で、H28.4.1以降「取得」の建附・構築物の償却方法は定額法に一本化されることとなりました。現状定率法で償却している資産への資本的支出であっても、原則的に新たな資産の取得として定額法で計算することになります。

3. 株主名簿の見直しを

総会決議事項の商業登記をする際に、株主名簿の添付が義務付けられる方向で検討が進んでいます。社歴が長く、株主名簿が古いままの会社はお早めに株主整理をお願いいたします。

元バックパッカー赤羽の旅嚙(バナ)



【ブラジル：サンパウロ】何をするにも便利な都会でした。日系人街を歩くと目にも耳にも日本語が飛び込みます。日本食材も豊富で、安宿での自炊は楽でした。宿は大変汚く、ハエが飛び交いベタついた床は歩くたびにペリペリ音がします。トイレには日本語で「マリファナ禁止」の張り紙が。滞在者たちは、観光・休暇・逃避・売春と濃厚な人々ばかりでしたが、明るい面々でサロンの雰囲気は良かったです。

☆事務所からの連絡☆

確定申告期間中は、事務処理にお時間を頂戴してまいりますので、変わらぬご理解のほど、重ねてお願い申し上げます。

3月のイベント

- ・確定申告期限迫ります！
- 所得税(3/15火)
- 贈与税(3/15火)
- 個人消費税(3/31木)

税金マメ知識

確定申告で悩ましいのは必要経費の区分もさることながら減価償却の計算です。自動車や道具・機械などは分かりやすいのですが、テナントなどが行う賃借建物に施した内部工事費用について、耐用年数をどうすればいいのでしょうか。手引きなどには親切に書いていないため悩ましいところです。

この場合、借りている建物の耐用年数・造作の種類・用途・使用材質等を考慮して合理的に見積もることとなり、具体的には、造作内容に応じた総合耐用年数の計算（耐通1-5-8）、店舗などであれば一般的な内装の再工事サイクルや、造作求償不可で賃借期間の定めがある場合はその期間を用いるなど、合理的に説明がつく年数を用いて個別に対応しています。

晩酌のじかん

1月下旬から2月に入ると、正月の酒が完全に抜け確定申告です。この時期は、税理士会・青色申告会・税務署などの関連団体が主催する受付会場対応等の公務が、最低2日以上課されます。他の税理士事務所の応援などもあるのですが、自分の事務所の外で仕事をすると、いろいろな気づきがあります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red